

## 告 示

### 埼玉県告示第九十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和五年埼玉県告示第七十四号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止する区域について、次のとおり解除する。

令和五年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 禁止を解除する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

#### 二 禁止を解除する日

令和五年二月五日

#### 三 禁止を解除する区域

春日部市の区域内に存在する農場であって、家畜防疫員が家きん等を移動及び移出させてはならない旨を指示した農場